

第15期 定時社員総会

第1号議案 平成29年度事業報告書のこと

▶ 議事録の件

昨年の総会で、社員が議事録について結果だけではなく、議事経過も記載すべきであり、柳川理事も施行規則第11条も議事の経過とその要領を記載するとの返答がありました。

しかし、実際の議事録は、結果のみの記載であり、武本監事が監査妨害のため監査できなかった報告も記載されておらず、法102条違反です。

この件につき、何度も代表および理事会宛てに質問を出しているが、黒兼代表から誠意かつ真摯な回答を得ていない。

▶ 社員総会は成立しているのか？

昨年の総会終了後の平成29年9月16日に社員6名が、総会出席者と議決権行使した人数、委任状と白紙委任状の数の確認、社員名簿の提出を求めたが、黒兼代表、原田理事、柳川副代表は「誓約書を書かないと見せられない」「個人情報が含まれる」ことを理由に開示を全面拒否しました。

社員総会から3か月間は総会の資料を閲覧できる社員の権利を恣意的に奪い、その後も閲覧させることはありませんでした。

今回の出欠書には、「欠席の方で委任状及び議決権行使書に記入がないものは、代理人を代表理事に指名した委任状が提出されたものとさせていただきます」と書かれています。

定款施行規則5条(2)によると、議決権の代理行使をする代理人は「議長を代理人とされたものとする。」定款20条には「議長は代表理事が当たる。代表理事に故障があるときは副代表理事が当たる。」とあります。従って、代理人＝代表理事ではないので、総会招集手続きに瑕疵があります。ハガキに記載すべき代理人は議長であり、代表理事への白紙委任状をもって社員の過半数だという総会は成立しない可能性があります。

▶ 「昨年、監査妨害のため監査ができなかった」その後

昨年の総会で、武本監事は監査妨害のため監査できず、承認できない旨の報告があった。今年の30年2月以降、11回にわたり監査を実施したが、その内容の報告を社員は聞いていない。

・監査妨害(監査人を貶める警察への虚偽通報) H30.5.13

監査に必要な稟議書の提出にあたり、管理部長の承認のもと入手するも「泥棒」と叫ぶ黒兼代表。ついに、相生警察書に出動要請をしたが、警察官も「事件性無し」で泥棒には該当しないと判断し帰署した。

・水道事業をめぐる問題点

水道漏水による多額の調査費用を解明すべく資料提出を求めたが、担当の藤田課長は逃亡。黒兼代表から調査拒否の電話。



監査妨害によりパトカー3台がかけつける

▶ 刑事告発の内容とは？

- ・ 休職中の三浦管理部長への賞与支給 205万円
 - ・ 有給休暇のない三浦管理部長に有給休暇買い取り 26万円
 - ・ 三浦管理部長への不当な役職手当の支給 129万円
 - ・ レンタル別荘使用料不払い
 - ・ 登記費用及び入会金不払い
 - ・ 交通費不正受給
- 黒兼 正博 代表 **特別背任罪**
- 佐津川 玄 **特別背任罪**
- 清水 孝晏 **特別背任罪**
- 吹田 忠純 **特別背任罪**
- 原田 耕太郎 特命 **詐欺罪**

*特別背任罪とは

「自分の利益、もしくは第三者の利益」のため、または「一般社団法人などに意図的に損額を加える」ため職務に背いた行為をしたときは、7年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金が科せられます（334条1項1号）

▶ レストラン「プチフリーズ」をめぐる問題点

- ・ 「金銭貸し付け」という定款の目的外行為
- ・ 施設・設備への「無償使用貸借」契約を外れた不当な経済支援や対外的宣伝

▶ ムービングの太陽光発電設備の設置をめぐる問題点

- ・ 背任行為の疑いのある三浦元部長に220万5000円の退職金を支払っている。
- ・ 三浦元部長や清水理事らのチェックミスにより、高原クラブ所有地700㎡余が(株)ムービングに不法占拠されており、このための高額な弁護士費用（着手金100万、報酬金200万、日当・交通費別途）の支払いを余儀なくされている。
- ・ A氏は、(株)ムービングの太陽光工事に関し、別荘地に営業目的の当該発電設備の建設は別荘地管理規定等に違反しており、それを事実上容認した三浦元部長や清水理事ら5名の理事の責任が明白であるとして高原クラブを提訴せず当該理事及びムービングを提訴した（会員の会費で損害賠償すべきではないと判断したため）。
しかし、高原クラブは三浦元部長を補助（擁護）するため、会員の会費を使いこの訴訟にわざわざ参加した。
このため高原クラブは、弁護士に1審だけで約135万円の費用（日当・交通費を除く）を払うことになっている。

▶ 予算案

- ・ 予算案（第16期）については、理事会で承認決議を行ったのか？
- ・ 「第15期定時社員総会議案書」の5ページ 第15期部門別実績、第14期実績、第16期計画の表に記載されている、第16期計画の赤字1400万円と総人件費1300万円の増加との関連性について。
- ・ 管理費大幅値上げ等の不当な動き←「中期事業計画」について

結論)

不都合な真実を隠蔽した第1号議案は承認できない。

第2号議案 決算報告書（第15期）のこと

▶ 決算報告書 & 監査報告書

- ・ 武本監事への監査妨害により、武本監事の承認印がなく、違法である。
- ・ 加藤監事は承認印を、昨年に続き今年も押印しているが、刑事告発で指摘されている内容等について監査したのか？

結論)

第2号議案は、監査妨害により監査が行えていない。
疑惑を多く含んだままの決算報告書と監査報告書を承認することはできない。

第3号議案 理事及び監事の選任のこと

▶ 理事候補者

理事の選任は、社員総会で決議すべき事項であるのに、事前に理事会で3名の再任候補者（五十嵐・高濱・丸山の各氏）及び2名の新任候補者（福田・岡庭の両氏）を社員総会の選任対象から排除した。

自分たちの気に入らない理事及び候補者は、事前に排除し立候補すらさせない民主主義の根幹である総会決議を無視した理事会は、機能していない。この決議に賛成した理事は全員辞職すべきである。

* 高原クラブは、理事の選任について社員総会が決議すると定めている（定款14条2号）。
(一般社団法人法35条)

「容疑や不正事実のある理事候補者は、そもそも立候補すべきではない」

刑事告発された者、民事訴訟対象者、監査妨害をした理事は、自ら立候補を自粛すべきである。任期中に刑が確定したら、播磨自然高原の評判や信用問題にかかわるばかりか、存続も危ぶまれる事態となりかねない。理事候補の資格はない。

黒兼 正博	刑事告発（特別背任罪）	監査妨害	
佐津川 玄	刑事告発（特別背任罪）		民事訴訟（太陽光パネル）
清水 孝晏	刑事告発（特別背任罪）		民事訴訟（太陽光パネル）
原田 耕太郎	刑事告発（詐欺罪）		民事訴訟（太陽光パネル）
吹田 忠純	刑事告発（特別背任罪）		民事訴訟（太陽光パネル）
柳川 政一		監査妨害	

▶ 監査候補者

武本監事の同意なしに、理事が社員総会に監事選任の議案を提出することはできない（法72条1項）から、これを無視した加藤・中澤両候補を社員総会の議案とすることはそれ自体無効であり、これを前提に社員総会で監事の選任決議をしても、その社員総会の決議自体も無効となる。

結論)

第3号議案は、無効な選出によるもので承認できない。